

別表 2

公益的機能別施業森林における森林施業の方法

【一般民有林】

区 分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	主伐の実施基準
		林班	小 班		
水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	別表 1 水源涵養林及び水源涵養林・木材等生産林		23,736.17	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha 以下
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林	該当なし			主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha 以下
山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林	26 28 30 34 37 43 44 45	15～16 16 15、17～19、27～28 7～9 26、32～34 11 12～20 1～3、9、11～12、16、18、20、101	128.61	主伐林齢：標準伐期齢の概ね 2 倍以上 皆伐面積：20ha 以下
	複層林施業を推進すべき森林	1 2 7 8 15 17 22 23 25 30 31 32 33 34 35 36 39 40 44 46	71～81、83～84、86～87、89～91、99 11～19、21～23、67～70、74～75、78～82 11 22 14、26 2～3、7～8、10～13、17、35 10 11 6～8、11、13、24～27、29～32 13～14、29～31 5～6、9 5～6、8～12、19、33～35 1、22 1～6、11、16～31、101 1～3、32～33 6 1 20、25、33、36、39、41～42 8～9、11 50	1,257.57	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 1/2 以上を維持する

		47 19~22 48 2~3、70 51 12、19~21 65 28、54、56、58 66 1~4、6~8、10、18~23、 25、27、29、31~33、37 103~104 67 1~3、6~10、18~19、21 ~25、27~30、34、55 68 1~2、19、21、23、27 72 82~84 73 15 75 37 76 14~15、17~19、38 78 14、19~21 80 3~11、13~14 82 14 83 1~4、29、36~37 84 42 87 6、9~10 89 1、9~13、16 90 21~27、29~35、39 91 3~4、7~8、20~21、26、 31~32、34~37、42~45 92 1~2、11~12、22~23、25 ~28、32 93 2、9~10、15~16 95 8~9、13~14、16~17 96 5、10、29~30 97 8~9、23~24、28 98 24~28、30、32~35、39 ~41、43~44 99 34 100 36~37、41~42 101 3~5、8、35、38、41 103 16 227 2~3、5、8 228 6、8~11、15、20 403 1~6、9~10、13、18、25 ~26 404 1~9、15~18 405 1~6、8~13、15、18		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	25 2~5、9~10、12、14~15、 20~21、28、901~902 31 7~8 32 16、20~32、901 46 45、51~52 51 1~6、8~9、14~18 64 22 65 52~53、60 66 9、24、26、28、38	501.99	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40% 以下 その他：標準伐期齢時の立 木材積の7/10以上を維持 する

		67 4～5、17、20、26、35～38、 56 69 1～8、16～20 72 30～31、55～56 75 4、53、 76 20、51～52 90 1、36、38、41～43 100 101 205 2 209 2 210 2 212 2 227 6～7、9 228 12～14、16～19 236 2～3 240 4～5 241 5 403 7～8、11～12、14～17、19 ～24 404 10～14、19～21 405 7、14、16～17、19～24	
	特定広葉樹の育成 を行う森林施業を 推進すべき森林	該当なし	特定広葉樹について、標準 伐期齢時の立木材積を維持 する